

2019年10月から消費税が10%にご利用システムの対策はお済みですか？

軽減税率対策補助金の申請に新たに「**C型**」が追加されました！

軽減税率対策補助金 請求書管理システムの改修等支援 C-1型
(指定事業者改修・導入型)



株式会社 **アドウィック** は、**認定指定業者**です

補助対象

- ◇ 中小企業・小規模事業者様
- ◇ 軽減税率対応するために、請求書管理システムを改修・導入する必要がある
- ◇ 事業者間で日頃から軽減税率対象商品を取り扱い、請求書を発行している

補助内容

補助率	補助対象範囲外の機能を含むソフトウェア購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗ずるものとします。
補助額上限	1事業者あたり150万円 ハードウェアは補助率1/2 1事業者あたりの補助額上限は、10万円

対象期間

改修・導入期間	2019年1月1日～2019年9月30日 ※上記期間内に契約し 改修・導入・支払完了している必要があります。
申請期間	2019年12月16日まで

対象範囲

見積管理	見積書発行
売上管理	納品書発行
請求管理	請求締処理・請求計算・請求一覧・請求書発行

販売・製造原価管理システム
「販盛」も補助金対象になります
是非このお得な機会をご利用下さい！！

HANJYO S.Pro

販盛



約**3/8**が
補助されます

補助金適用例

ネットワーク版を導入の場合

通常価格 1,500,000円 × 1/2 × 3/4
= **562,500円**が補助金申請対象

スタンドアロン版を導入の場合

通常価格 700,000円 × 1/2 × 3/4
= **262,500円**が補助金申請対象

※補助対象範囲外の機能を含むため、製品価格の1/2が補助対象

ご相談
各種お問い合わせ



株式会社 **アドウイック**

札幌市中央区大通西6丁目6-1北海道医師会館4F
TEL : 011-219-2230